

北海道静内農業高等学校身だしなみガイドライン

【1 基本的な考え方】

本ガイドラインは、校則に基づき、学習環境・安全・衛生および進路活動への配慮の観点から、身だしなみの具体的基準を示すものである。本校は農業科を有する専門高校として、地域社会や産業界と関わりながら学習活動を行っている。農場実習、外部講師による授業、企業や農業法人でのインターンシップなど、社会の方々と接する機会が多いことから、学校生活においても社会人として信頼される身だしなみを身につけることを大切にす。また、農業実習では安全や衛生の確保が重要であり、過度な装飾や不適切な服装は事故や衛生上の問題につながるおそれがある。そのため、本ガイドラインの基準は、「社会人として求められる自然な身だしなみ（就職・進学面接を想定した程度）」を目安とする。

【2 制服の規程】

- ア シャツは、襟付きのワイシャツ、ボタンダウンシャツ、またはブラウスとする
- イ シャツの色は、白の無地とする。
- ウ ネクタイは指定の角タイを着用する。
- エ 靴下は、色・形・装飾が華美でないものとする。
- オ ストッキングは、黒または肌色系の無地とする。防寒のためストッキングの上
に靴下を着用する場合も、上記規程を守る。
- カ 上靴は本校指定のものとし、外靴として下駄やサンダル等の着用は禁止する。
- キ スラックス着用時はベルトを必ず着用すること。ただし、色・形・装飾が華美
でないものとする。
- ク 夏季略装期間中は、学校指定のブレザー、ネクタイ、ベスト、セーターの着用
は任意とする。ネクタイを着用しない場合は、シャツの第二ボタンまで留める。
- ケ 略装期間以外は学校指定のブレザー、ネクタイ、ベスト、セーターを着用す
る。防寒着のみを着用することは認めない。
- コ 冬季は、学校指定のベストに代えて、学校指定のセーターの着用を認める。
- サ スカートを着用する時は膝がしらにかかる長さとする。

【3 頭髪】

- ア 頭髪は、学習活動および実習の安全を妨げないよう、目にかからない長さとし、
清潔で自然な状態を基本とする。
- イ 外見上、著しい変化を伴う人工的な加工は控えること。頭髪は常に清潔に保
ち、学校生活にふさわしい髪型とする。
- ウ 染髪や脱色など、外部からの印象や進路に影響を与えるおそれのある行為は禁

止する。

エ 頭部の装飾は、授業・実習等の安全および衛生に支障のない範囲とする。

【4 服装・装飾・身だしなみ】

- ア 登下校時を含め、略装等、特に指定のない限り本校指定の制服を正しく着用
する。
- イ 制服は体型に合ったサイズのもを着用し、無断での加工または加工された
制服の着用は禁止する。
- ウ 集会・公式行事・対外的活動では正装とし、常に端正で清潔感のある身だし
なみを心がける。
- エ 安全・衛生・学習環境への配慮から、次の装飾品等は認めない。
 - (ア) ピアス、イヤリングなど（穴を開ける行為を含む）
 - (イ) ネイル（マニキュア）
 - (ウ) アクセサリー類
 - (エ) 香水、色付きリップクリーム等の使用
 - (オ) カラーコンタクトレンズ
 - (カ) 入れ墨（タトゥー）等を施術すること、又はこれを露出すること
- オ 学習環境・安全・衛生および進路活動への配慮から、身だしなみとしての
ベースメイクは、次に掲げるものに限り使用を認める。
 - (ア) 肌色補正を目的とするファンデーション
 - (イ) ニキビ跡等を隠すコンシーラー
 - (ウ) 無色の日焼け止め※いづれも肌補正を目的とする自然な範囲に限る。発色を目的とする化粧、
ラメ・パール成分を含むもの、アイライン、アイシャドウ、口紅、グロスなど
は認めない。
- カ 眉毛の加工は整える程度にとどめ、著しい加工は禁止する。
- キ 爪は伸ばさず、常に清潔に保つ。
- ク ひげは清潔を保ち、伸ばしたままにしない。
- ケ 靴下・ストッキング・タイツ・防寒着類は、色・形・装飾が華美でないもの
とする。
- コ 上靴は本校指定のものとし、加工・装飾・落書きをせず、安全のため、かかと
を踏まない。
- サ 本規程に明記されていない事項であっても、学習環境・安全・衛生・学校の
品位を損なうおそれがある場合は、教育的観点から総合的に判断し、改善に向
けた指導を行う。
- シ 身体的・健康上の理由、障がい、宗教上の理由、性自認その他個別の事情によ

り、本規程の一部が心理的または身体的負担となる場合は、担任または生徒指導部に申し出る。個別の状況に応じて合理的配慮を行う。

ス 制服や上靴等に著しい加工、改変、または安全・衛生上問題となる汚損が見られる場合は、再購入または修復を求めることがある。

セ 本規程に違反した場合は、改善に向けた指導を行う。正当な理由なく改善に応じない場合は、下校措置その他の指導措置を講じることがある。

附則 このガイドラインは令和8年4月1日から施行する。